

令和6年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和6年6月13日（木曜日） 午後3時 開会

- 第 1 報告第11号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 2 陳情第 3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第 3 陳情第 4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
- 第 4 発委第 3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 5 発委第 4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 報告第11号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 2 陳情第 3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第 3 陳情第 4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
- 第 4 発委第 3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 5 発委第 4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則
-

○出席議員（10名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲 也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽 太 郎 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	菅 原 修 君
9番	平 田 広 君	10番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	津 野 庄 一 郎 君

政策監兼総務課長	野	本		誠	君
地域政策課長	米	野	哲	弘	君
教育課長	熊	谷	吉	則	君

○事務局職員出席者

事務局長	河	内	信	幸
議会事務局主任	星		拓	也

午後3時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、報告第11号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第1、報告第11号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第11号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告とするものでございます。

昨年8月から運営を委託いたしました道の駅のちぐらを含めまして、おおむね順調に運営されておりますので、ご報告いたします。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第2、陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

○議長（小澤 仁君） 日程第2、陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

陳情審査報告書

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

1. 審査月日 6月6日
2. 出席者 委員長、委員全員、議会事務局主任
3. 付託件名 陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択
を求める陳情
4. 審査結果 陳情第3号は、不採択とすべきものと決定いたしました。
5. 委員会の意見

全国労働組合総連合の最低生計費資産調査では、全国どこでも自給1,500円以上は必要であるとしています。しかし、地域格差があるのが現状です。

ウクライナ情勢の長期化の影響により、原油や電気、ガス料金など全ての生活必需品の価格高騰が続いており、私たちの暮らしは一層厳しくなっています。地域経済の回復のため、個人消費の拡大につながる最低賃金の引き上げや、中小企業に対する支援は必要と考えます。

しかし、全国一律に最低賃金を1,500円まで引き上げるのは、地方の中小企業に負担をかけ、地域摩擦を生み、より経済の格差を生じさせる恐れがあると判断し、賛同できないとの意見が多数あり、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以 上

令和6年6月13日

関川村議会産業建設常任委員会
委員長 高 橋 正 之

関川村議会議長 小 澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

陳情第3号について、討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小澤 仁君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第3、陳情第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○議長（小澤 仁君） 日程第3、陳情第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

陳情審査報告書

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

1. 審査月日 6月6日
2. 出席者 委員長、委員全員、議会事務局長
3. 付託件名 陳情第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
4. 審査結果 陳情第4号は、願意は妥当であると認め、採択すべきものと決定しました。
5. 委員会の意見

- ・陳情第4号 意見書に記載のゆたかな学びを保障する等の課題については、家庭環境による部分もあり、国庫負担等の問題だけではないとの意見がありましたが、きめ細やかな教育活動をすすめるための学級編成標準の引き下げを実現するために、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することは、教員の確保にもつながることから願意は妥当であるとの結論に達し、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以 上

令和6年6月13日

関川村議会産業建設常任委員会
委員長 高橋 正之

関川村議会議長 小澤 仁 様

○議長（小澤 仁君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

陳情第4号について、討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午後3時09分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る
意見書の提出について

○議長（小澤 仁君） 追加日程第1、発委案第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

発委案第5号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 加 藤 和 泰

関川村議会議長 小 澤 仁 様

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

本文は省略します。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げを検討し、30人以下とすること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。
5. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月13日

新潟県岩船郡関川村議会議長 小 澤 仁

(意見文提出先)

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 様

参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

文 部 科 学 大 臣 盛 山 正 仁 様

総 務 大 臣 松 本 剛 明 様

○議長（小澤 仁君） これで趣旨説明を終わります。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、発案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することとします。

日程第4、発案第3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則

日程第5、発案第4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則

○議長(小澤 仁君) 日程第4、発案第3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則及び
日程第5、発案第4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員長、近 壽太郎さん。

○議会運営委員長(近 壽太郎君)

発案第3号

関川村議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 関川村議会運営委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

提案の趣旨を説明します。

初めに、発案第3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則について説明します。

令和6年2月8日に標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、第9条、会議時間、
第32条、開票及び投票の効力、第85条、選挙規定の準用、第103条、携帯品を改正し、第101条の2、
資格決定の通知を新設するものです。

第9条第2項では、会議時間内に議長が会議に宣告して、会議時間を変更できることを規定しま
す。

また、第3項で議長は会議時間外に緊急を要する場合等に会議時間を変更できることを規定して

加え、第3項は第4項に繰り下げます。

第32条では、新たに第4項として、投票の効力の通知について必要な事項は議長が定めることを追加します。

第85条では、第32条の改正により該当する項目が、第1項から第3項までに限定されることから規定するものです。

第103条では、議場へ携帯できないものから写真機と録音機を削除し、外とうをコートへ、襟巻をマフラーへ変更するものです。

また、病気や障害のある方が会議に出席する場合、一般的に必要なと認めている携帯品については、届出制に改正するものです。

第101条の2については、議員の資格決定後の通知について規定し、新たに加えるものです。

続きまして、

発委案第4号

関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 関川村議会運営委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

発委案第4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則について説明します。

関川村議会会議規則の携帯品の改正に併せ、第7条傍聴席に入ることができないものの第4項から録音機及び写真機を削除するものです。

また、第8条傍聴人の守るべき事項の外とうをコートに、襟巻をマフラーへ改めるものです。
以上。

○議長（小澤 仁君） これより提出者に対する質疑を行います。

この質疑は発委案第3号、発委案第4号一括で行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第3号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則について、討論を行います。
討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委案第4号 関川村議会傍聴規則の一部を改正する規則について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより発委案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小澤 仁君) 起立多数です。したがって、発委案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(小澤 仁君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時21分 散 会